

高校生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化について

1 事業主団体への要請等

○事業主団体等への要請（再度）

高校生アンケート調査の結果を踏まえ、高校生のアルバイトについても大学生等のアルバイトと同様、労働基準関係法令違反のみならず、様々なトラブルが見受けられることから、昨年の学生アルバイト調査の結果を受けた要請に重ね、事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体等に対する文書要請を行う。

○都道府県労働局長による助言・指導等の実施

アルバイトのシフトの設定を巡るトラブルなど民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長による助言・指導等を実施する。

2 周知・啓発など情報発信のさらなる推進

○「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」の増刷と配布（新規）

特に若い人々向けに、働く上で最低限知っておいて欲しいルールを紹介している「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」【別添1】を増刷し、あらためて全国の高等学校に配布する（厚生労働省HPにも掲載している）。

○インターネット上で労働関係法令の基礎を学べるプログラムの開発（新規）

特に若い人々向けに、インターネット上で、労働関係法令の基礎を学べるプログラムを開発する。

○PTAを通じた高校生の保護者への周知・啓発（新規）

文部科学省と（一社）全国高等学校PTA連合会の協力の下、全国の高校生の保護者に、リーフレット等を活用し労働法制等に関する周知・啓発を図る。

○高校生に対する労働法教育の充実（今年度新規実施中）

労働法や関連する情報について、全国の高等学校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような学習プログラムを、文部科学省や高校教員、専門家等の協力も得て開発する。

○チラシ等の作成による周知・啓発（昨年度末から新規実施中）

昨年度作成した、①表面にアルバイトをする前に知って欲しい7つのポイント、裏面に労働条件明示のモデル様式を掲載したリーフレット及び②学生アルバイトに関する具体的な問題事例とそれらへの対応についてQ&A形式で示したリーフレット【別添2、3】を活用し、労働法制等に関する周知・啓発を図る。

また、高校生の労働条件の確保を図るため、集団指導、監督指導等の際に、事業主に対し「高校生等を使用する事業主の皆さんへ～年少者にも労働基準法等が適用されます！～」【別添4】を配布して周知・啓発するとともに、関係団体を通じた周知を行う。

○高校への労働法制の普及にかかる講師派遣やセミナー等の実施

高校において実施するセミナーや講義等を通じ労働法制の周知を図る。

また、アルバイトに係る問題への対応の参考となる教職員向けの冊子等の配布を行う。

○キャリア教育を担当する教職員への周知（新規）

全国のキャリア教育を担当する教職員が参加する文部科学省の会議において、リーフレット等を配付するなど、周知を図る。

3 相談への的確な対応

○労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応（今年度新規実施中）

労働基準監督署、総合労働相談コーナー（各労働局及び各労働基準監督署に設置）において懇切丁寧な相談対応を行う。本年4月から7月の間に実施するアルバイトキャンペーン期間中には、総合労働相談コーナーに若者相談コーナーを常設する。また、夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

○申告・相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

高校生のアルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_ju_n/mail_madoguchi.html)